

# 税務ポイント

## (会社の税務 よろず相談室<sup>①63</sup>)

### 令和3年度に改正された 電子帳簿保存法の概要について

Q. 令和3年度に改正された電子帳簿保存法はどのような内容となっていますか。

A. 電子帳簿保存法（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律）の概要は次のとおりです。

(1) 国税関係帳簿書類のうち電子計算機を使用して作成している国税関係帳簿書類については、一定の要件の下で、電磁的記録等（電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。))による保存等(国税関係帳簿の場合には備付け及び保存をいいます。以下同様となります。)が認められます（法4①②、5）。

また、取引の相手先から受け取った請求書等及び自己が作成したこれらの写し等の国税関係書類（決算関係書類を除きます。）について、書面による保存に代えて、一定の要件の下で、スキャン文書による保存が認められます(法4③)。

(2) 所得税（源泉徴収に係る所得税を除きます。）及び法人税の保存義務者がいわゆるEDI取引やインターネットを通じた取引等の電子取引を行った場合には、電子取引により授受した取引情報（注文書、

領収書等に通常記載される事項）を電磁的記録により保存しなければなりません(法7)。

※文中（法）は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律をいいます。

1. 電子帳簿保存法は、納税者の国税関係帳簿書類の保存に係る負担の軽減等を図るために、その電磁的記録等による保存等を容認しようとするものですが、納税者における国税関係帳簿書類の保存という行為が申告納税制度の基礎をなすものであることに鑑み、適正公平な課税の確保に必要な一定の要件に従った形で、電磁的記録等の保存等を行うことが条件とされています。

また、所得税法及び法人税法では、取引に関して相手方から受け取った注文書、領収書等や相手方に交付したこれらの書類の写しの保存義務が定められていますが、同様の取引情報を電子取引により授受した場合には、この注文書、領収書等の原始記録の保存が行われない結果となりかねない状況にあったため、電子帳簿保存法において、新たに電子取引により授受した取引情報について保存義務が設けられています。

2. 令和3年度の税制改正では、経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等の手続及び要件について抜本的な見直しが行われ、電子取引により授受した取引情報の保存方法等についても見直しが行われています。

(税制委員会:忠地祐一、杉山良一、宮澤顕司 グループ稿)  
(監修:関東信越税理士会 松本支部)

### 国税関係帳簿又は国税関係書類の保存方法の可否

		紙 保 存		電子データ・COM 保存 (一貫して電子作成)		スキャナ保存 (紙→スキャナ)	
帳 簿		○	原則 所法 148・法法 126 等	◎	特例 電帳法 4① 最低限の要件：電子計算機処理システムの概要書等の備付け等	×	—
書 類	受領	○	原則 所法 148・法法 126 等	—		◎	特例（要件充足） 電帳法 4③前段 真実性・可視性の要件：タイムスタンプ等
	発行 (控)	○	原則 所法 148・法法 126 等	◎	特例 電帳法 4② 最低限の要件：電子計算機処理システムの概要書等の備付け等	◎	特例（要件充足） 電帳法 4③前段 真実性・可視性の要件：タイムスタンプ等
						△	特例（要件不充足・紙原本の保存なし） 電帳法 4③後段
						△	特例（要件不充足・紙原本の保存なし） 電帳法 4③後段

○：所得税法、法人税法等で保存が義務付けられているもの ◎：電子帳簿保存法での保存が可能なもの  
△：電子帳簿保存法で保存が義務付けられているもの ×：保存が認められないもの